

# 御船町恐竜博物館基本的運営方針

令和5年4月

御船町恐竜博物館

## 目 次

1	基本的運営方針策定の目的	3
2	恐竜博物館運営の根拠	3
	(1) 法令	
	(2) 本方針の位置付け	
3	恐竜博物館を取り巻く情勢	3
	(1) 社会情勢の変化	
	(2) 地域課題	
4	恐竜博物館の現状（令和3年度）	4
5	恐竜博物館のあるべき姿	4
	(1) 存在意義	
	(2) 使命	
	(3) 理念	
	(4) 性格	
	(5) 機能	
6	管理運営の考え方	6
	(1) 管理運営の基本方針	
	(2) 管理運営主体について	
	(3) 運営組織について（館内組織）	
	(4) 財務について	
7	学芸活動の方針	7
	(1) 調査研究活動	
	(2) 資料の収集	
	(3) 収蔵・保存	
	(4) 展示活動	
	(5) 教育活動	
8	施設及び事業の管理・運営と利用者サービスの方針	9
	(1) 施設管理	
	(2) 防火・防災対策	
	(3) 組織管理と事業	
	(4) 広報	
	(5) 利用者サービス	
9	連携	10
	(1) 地域の団体との連携	
	(2) 国際連携	
10	評価	10

## 1 基本的運営方針策定の目的

御船町恐竜博物館は1998（平成10）年に、御船町旧武道場建物（現在御船町役場第2分庁舎）を再利用して開館し、平成26年に現在の場所に新館を整備し、移転した。

新館整備において、「御船町恐竜博物館のあるべき姿」について、有識者、関係者、住民を交えて議論がなされ、それを基礎として、必要な施設・設備が計画された。

開館以来、御船町恐竜博物館は地道な実践を重ね、多くの利用者に親しまれ、教育・研究機関としての役割を果たすと共に、地域の交流人口の拡大にも寄与しているところである。

博物館として果たすべき基本的な役割が変わることはないものの、令和4年に博物館法の一部を改正する法律が可決され、今後は本来の役割に加え、地域活力の減衰、生涯学習や交流の停滞、多発する自然災害、感染症の流行など様々な社会情勢の変化に対応しつつ、社会的課題解決にも寄与することが求められている。

そこで、博物館法、博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日文科科学省告示第165号）、御船町恐竜博物館条例、御船町恐竜博物館基本構想・基本計画等の理念を踏まえ、利用者とするすべての地域住民に等しく寄り添って運営を行っていくため、ここに「御船町恐竜博物館基本的運営方針（以下、「本方針」という。）」を策定する。

## 2 御船町恐竜博物館運営の根拠

### (1) 法令

御船町恐竜博物館の活動は、博物館法、博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日文科科学省告示第165号）及び御船町恐竜博物館条例に基づいて行われている。

### (2) 本方針の位置付け

本方針は、御船町恐竜博物館条例の第2条の設置目的を踏まえて策定し、御船町総合計画、御船町教育振興基本計画及び本方針を踏まえて事業年度ごとに事業計画を策定する。

## 3 博物館を取り巻く情勢

### (1) 社会情勢の変化

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備するため、博物館法が改正された。この改正によって、次の3つの事業が努力義務として掲げられた。

- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化
- ・他の博物館との連携
- ・地域の多様な主体との連携・協力によって、文化観光や社会的課題解決へ寄与する活動を推進し、地域活力の向上に取り組むこと

### (2) 地域課題

第6期御船町総合計画（16ページ）において、本町の3つの課題が示されている。

#### ① 環境の保全

- ・良好な自然環境の保全と活用。

- ・地域間や世代間の垣根を越えた持続可能なまちづくり。
- ・自然災害や生活に不安を感じることなく安全・安心に暮らせること。
- ② 次世代人材の育成
  - ・コミュニティ活動と地域のつながりの再生を図る人材の育成。
  - ・関係人口の拡大による人材の流入。
  - ・健康増進、子育て、教育機会の充実による生きがいの創出。
- ③ 地域資源の活用
  - ・地理的優位性を生かした企業誘致と活動支援。
  - ・恐竜や吉無田高原などの地域資源の掘り起こしと磨き上げによる観光推進と地元商店街等の活性化。
  - ・地域再発見と情報発信による活気ある町づくり。

#### 4 恐竜博物館の現状（令和3年度）

令和3年度末における博物館の状況は以下のとおり。

- ① 収蔵資料：約17,500点
- ② 観覧者数：70,421人
- ③ 開館日数：211日
- ④ 法的区分：登録博物館（文部科学省科学研究費助成事業指定研究機関）
- ⑤ 構造：鉄骨2階建て
- ⑥ 敷地面積：3,406㎡
- ⑦ 延床面積：1,974㎡（※新館建物、観光交流センター・共用部を含む。）
- ⑧ 組織：
  - 館長1名（教育長兼任）
  - 事業管理係：参事1名（常勤）、主事1名（常勤）、管理員6名（会計年度任用職員）
  - 学芸係：主任学芸員1名（古生物学：常勤）、学芸員1名（博物館教育：常勤）、
  - 学習指導員1名（会計年度任用職員）、プリパレーター3名（会計年度任用職員）、
  - 調査員1名（会計年度任用職員）、グラフィックデザイナー1名（会計年度任用職員）
- ⑨ 決算額：歳出89,203千円※、歳入40,579千円 ※館長以外の職員人件費（46,733千円）を含む

#### 5 恐竜博物館のあるべき姿（御船町恐竜博物館基本構想から抜粋・編集）

##### (1) 存在意義

「御船町恐竜博物館」は、御船町のかげがえのない財産である「御船層群と恐竜化石」を探究し、後世に継承していく場であり媒体である。町の財産を守り未来に繋ぐ博物館は、町民の誇りであると同時に心の拠り所(心のランドマーク)としての存在意義を有する。

##### (2) 使命

自由で活発な博物館活動を町民や利用者とともに推進し、その成果や喜びを多くの人々と共有するとともに、社会的な要請に応える博物館としての使命は次のとおりである。

##### ① 学術的な貢献をする

御船の地質や化石をはじめとする自然遺産をさまざまな側面から探究し、新たな知見を創

造する。

② 次世代へ資料を守り伝える

社会から負託を受けたコレクションを有する博物館として資料を保管し、後世へ伝える。

③ 知的な刺激や楽しみを提供する

御船の自然遺産を題材として、科学を楽しみながら理解を深める機会を提供する。

④ 地域へ貢献する

町民や関係機関と連携し、地域の活性化に貢献する。

(3) 理念

御船町恐竜博物館の理念は、「町民とともに成長する博物館」である。御船町恐竜博物館は、町民の“財産”である。町民が新館の利用や活動参加を通して、夢や生きがいを感じて、心身ともに元気になる。このようなことが館や町の活性化にもつながると期待される。

(4) 性格

新館は「町民とともに成長する博物館」という理念のもと、地域の研究・地域の教育に重点を置きながら、以下の6つの性格を持った博物館とする。

① 町民と一体の地域博物館

自然遺産を中心とする地域の学術的な価値を町民とともに探究し、博物館活動を推進していく。

② 教育・普及に力点を置いた博物館

博物館が所有する“知的財産”を町民をはじめとするより多くの人々に伝え、発信する。

③ 地球と恐竜をテーマとした自然史系専門博物館

世界的にも注目される恐竜化石など、御船地域が有する地質遺産をテーマとした、九州を代表する恐竜博物館である。

④ フィールドワークのベースキャンプ施設

現地調査や採集、発掘などのフィールドにおける研究活動を推進するための拠点として機能する。

⑤ 町民が気軽に訪れる憩いの施設

博物館の従来の堅苦しさを払拭した、“町民サロン”的な施設で、町民の誰にでも親しまれる施設である。

⑥ 町づくりを牽引する町民の知的交流施設

博物館活動を通して、町民の積極的な交流がなされ、その“力”が町の活性化につながるように支援する施設である。

(5) 機能

① 資料の収集

収集対象は、「実物等資料」である実物標本と、これに関わるレプリカ、模型、写真、デジタル情報などの「複製等資料」、さらには研究報告書、学術書等の「図書等」がある。資料収集の目的には、大きく「展示」「調査研究」「現状保存」「普及活動」があり、その収集方法は、採集、発掘、寄贈、購入、寄託、製作、交換などがある。

② 資料の保管（コレクションの管理）

資料の撮影、採寸のほか、資料全般に及ぶ分類、整理、登録、収蔵、管理、貸し出しなど、

さまざまな段階がある。コレクションは適切な保管と、いつでも活用できる状況にあることが重要である。保存に関しては資料劣化を招かない温度・湿度・照明といった保存環境維持や、防災・盗難防止などの対策が図られる。

### ③調査・研究

博物館における調査研究は、「資料そのものに関する学術研究」「資料の保存管理に関する科学技術的な研究」「資料の教育的活用に関する研究」に大きく分けられ、学芸員の主要な仕事である。

### ④展示

自館の資料を館内で公開する場合と、移動展や巡回展などのように館外の施設で行う場合とがある。このうち館内で行う資料の展示・公開には、常設展と企画(特別)展があり、これらが一般的な博物館資料の公開方法である。あらゆる展示・公開は博物館の基本理念や目的のもとに立案から運営まで行われる。なお、常設展はもちろん恒久的に固定されるものではなく、計画に基づいた展示更新やリニューアルを行うことで社会的な要請に添えていく。

### ⑤教育活動

博物館は学校、図書館、研究所、公民館等の諸施設との協力、施設の利用を希望する団体等に対する学習支援機能を有する。また、その活動は、学校での授業、講座、講演、研究会、体験学習、見学会、講習会などの開催と、博物館利用者への説明や資料提供、それに図録や紀要などの書籍やパンフレット・ポスター等の印刷物、標本や模型等の頒布による興味関心の高揚、インターネットでのデジタル情報の提供などあらゆる機会と媒体をとおして実践される。

### ⑥町民交流

町民が博物館活動の企画や運営にそれぞれの立場や可能な範囲で関わり、館と町民、町民同士、さらには観光客も巻き込んだ交流をめざすもの。また、楽しみながら学べる、子どもたちの快適な居場所となるような環境を有することも重要である。このような“交流の輪”を博物館の成長とともに段階的に広げていく。

## 6 管理運営の考え方（御船町恐竜博物館基本構想から抜粋・編集）

### (1)管理運営の基本方針

管理運営にあたっては基本理念である「町民とともに成長する博物館」を実現するため、以下の方針に基づいた管理運営を行い、魅力ある活動を展開する。

#### ①人が人を育て続ける

事業活動の中心は建築や設備ではなく、ここで様々な活動を展開する人々である。様々な人同士のふれあいを通してお互いが育ちあい、継承しつづける環境の構築を目指す。

#### ②ニーズへの的確な対応

施設利用の現状把握や潜在的な要素の把握に努め、時代の要請や子どもたちのニーズ等に対応した活動を開発していく体制を整える。

#### ③開かれた運営

ボランティア、企業、専門家等、様々な人々が活動に参加協力できる開かれた運営体制を目指す。特に、学校教育との連携のもと子どもたちの積極的な参加を促し、子どもたちのための施設運営を目指す。

## (2) 管理運営主体について

本施設の目的は「町民とともに地域の自然を探求し、楽しみを分かち合う」ことである。一般的にこうした公益性の高い性格を持つ博物館の多くの事業形態は、公設公営の方式がほとんどである。公設後、財団法人や社団法人等の民法上の法人が管理運営をする方式もある。当施設は、

- ・ 御船町の財産としての資料を管理し、主体性を明確に館に反映できる。
- ・ 調査研究の活動をベースとした博物館であり、高度な専門性と継続性が必要である。
- ・ 社会教育施設であり、営利を目的とした活動は原則として行わない。

以上の点からも、“御船町の直営”が望ましい。

## (3) 運営組織について（館内組織）

運営組織は博物館の規模に関わらず、博物館活動の専門事項をつかさどる学芸部門と、学芸部門を円滑に進めるための庶務や施設管理をつかさどる管理・サービス部門、及びそれらを統括する責任者である館長の三者は必ず必要である。

## (4) 財務について

国内において公立の登録博物館で収支においてバランスの取れている博物館はまずなく、歳出が歳入を上回る博物館がほとんどである。よって、町直営の御船町恐竜博物館も例外なくそれに入り、毎年の活動資金は町からの“安定した財源”の供給が必要不可欠となる。しかしながら、財政負担を軽減する取組みは必要である。

# 7 学芸活動の方針

## (1) 調査・研究活動

博物館活動の基盤となる調査・研究を着実に推進できる体制を整備すると共に、学会や論文での発表を積極的に行う。また、成果説明を実施し、企画展等をとおしてその成果を発信する。

研究活動を活性化するために、文部科学省科学研究費助成事業指定研究機関の指定を受ける。外部研究助成金の獲得に努め、町の財政負担軽減に寄与すると共に学術研究の推進を図る。学術研究の成果を基盤として様々な研究事業を発展させることができるよう、博物館として研究実施体制を整備する。

恐竜博物館の調査研究の対象は次のとおりとする。

- ・ 収集資料及び関連分野の専門的研究
- ・ 資料及び展示等に関する技術的研究
- ・ 博物館学及び博物館教育に関する研究

## (2) 資料収集活動

博物館の収集活動は、博物館の基本的な活動であり、コレクションを成長させ、博物館そのものも充実させることになる。博物館が存在する限り、継続されなければならない活動である。資料は増加し続けることになるので、収蔵庫は余裕を持って計画されなければならない。資料の増加は、博物館の発展を示す指針となる。資料の収集においては、自然遺産の保護に努め、法令、条約、倫理規程などを遵守する。

収集対象とする資料は次のとおり。

- ・主として地域に関係する岩石・化石・動植物等の自然史資料
- ・展示や教育活動に活用できる実物・複製・模型・写真・デジタルデータ等の資料
- ・図書等

### (3) 資料保管（コレクションの管理）

収集された資料は、活用されることで初めてその収蔵の意義が認識される。そのためには、研究活動によって新たな知見を生み出し、展示や教材に活用できるよう、資料が失われたり、所在不明となったりするリスクを低減し、常に適切な場所で安全に管理する。

資料はクラウド型のデータベースで管理し、日常の資料利用管理を行うと共に、デジタル情報を活用した展示解説や資料公開の基礎データとして整備する。

### (4) コレクションポリシー

貴重な資料を確実に次の世代に引き継ぐため、「御船町恐竜博物館コレクションポリシー」を定め、適切な資料収集と管理・活用を行う。

### (5) 展示活動

常設展示と企画展示を実施する。常設展示は、機器等の管理を適切に行い、研究の進展に合わせて、小規模更新と情報や展示利用のコンテンツの充実を図る。特色でもあるオープンラボの充実を図る。企画展示は内容に合わせて「特別展（特別料金を徴収する展覧会）」や「企画展（観覧無料の展覧会）」として開催する。特別展（企画展）は、春期と夏期の年2回開催を基本とする。

### (6) 教育活動

#### ① 博物館講座

年間50回程度の講座実施を基本とする。博物館に来ることができない人たちの存在も考慮し、対面での講座だけでなく、オンラインを活用した講座も実施する。

#### ② 子どもたちの参画を促す継続的活動

ジュニアキュレーターの養成とその活動を充実させ、継続的な学習活動から博物館活動への参加者の育成を図る。

#### ③ 学校教育及び社会教育機関・団体等との連携

学校を中心とした外部の教育機関・団体等との連携を推進する。学習目的での講師依頼については、他の業務との重複がない限り応える。

学校教育において利用されやすいプログラムの構築とその普及を推進する。特に御船町の小中学校へは、恐竜博物館を利用した学習カリキュラムを提示し、御船町オリジナルの教育環境構築に寄与する。

#### ④ 教育素材の提供

ホームページやSNS等を活用した教育素材の提供を進める。デジタル学習素材の提供によって来館を促す。

#### ⑤ 高等教育及び専門研修

学芸員の専門性を生かし、大学における博物館実習の受入れをはじめとし、教職員対象の研修会にも対応する。また、職場体験やインターンシップ等のキャリア教育へも寄与する。



## 8 施設及び事業の管理・運営と利用者サービスの方針

### (1) 施設管理

空調、電気、給排水、漏水、防火設備等の点検を適正に行い、施設の環境維持に努める。照明のLED化等、二酸化炭素排出削減に寄与できる施設管理を実施する。

### (2) 防火・防災対策

消防計画を策定し、適切な体制構築と訓練の実施に努める。収蔵資料の防災については、「特別警報発表時初動対応要領」及び「資料緊急避難要領」を定め、人命の安全を最優先とし、可能な限り資料の防災・減災・レスキューに努める。

### (3) 組織管理と事業

恐竜博物館のあるべき姿を実現するために、職員の専門性や能力が生かされる環境を整備するとともに、有機的に機能する組織を構築し、事業を展開する。

### (4) 広報

ポスターやチラシ等の配付、オリジナルグッズの頒布、ホームページやSNS等のインターネット、町広報誌、報道機関への報道資料送付等、様々な媒体を用いるとともに、旅行代理店や地域事業者・店舗等と連携した広報活動を展開する。

### (5) 利用者サービス

#### ① 感染症対策と混雑回避

安心して来館できるよう、適切な感染症対策を実施すると共に、混雑を回避するため、事前予約システムを活用する。

#### ② 受付業務と案内

博物館利用の形態は、常設展示の観覧だけでなく、講座への参加やレファレンスサービスなど様々なものがある。受付は発券と観覧料徴収だけでなく、様々な問い合わせに対応する窓口としての役割を果たす。

#### ③ インクルーシブミュージアムの実現

すべての人にとって利用しやすい環境を実現してゆく。

#### ④ 町民交流活動の推進

町民との交流の機会を創出するため、次の事業を展開すると共に、新たな事業の創出に努める。

- ・ 広報連携事業
- ・ 町民無料観覧の日
- ・ MDMサポーターの組織化及び活動推進
- ・ 地場産業と連携したミュージアムグッズ開発

#### ⑤ ミュージアムショップ

ミュージアムショップを第2の展示室として位置付け、博物館の事業や学術研究等に対する青少年の理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布を行うと共に、その他のサービスの提供に努めることができるよう運営する。

## 9 連携

### (1) 地域の団体等との連携

地域活力の向上や文化観光推進の観点から、地域の団体等との連携を構築する。連携に際しては、共通の理解をもって地域の発展に寄与してゆく。

### (2) 地域の博物館との連携

同様の目的を持って活動する博物館と連携し、情報共有や相互広報を行い、それぞれの博物館の役割分担を明確にし、双方にメリットをもたらす事業を展開する。

### (3) 国際連携

博物館は世界共通の理念を有する機関であり、同じテーマで活動する博物館が世界中に存在する。姉妹館であるモンタナ州立大学付属ロッキー博物館との連携を中心とし、共同調査や特別展を実施するとともに、地域の人々が参加・参画できる機会を創出することによって、地域のグローバル化に寄与する。

## 10 評価

博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日文部科学省告示第165号）第4条に基づき、博物館の各事業について目標と評価指標を定め、その達成状況を評価すると共に、運営状況の点検を行う。

博物館協議会において、評価と点検の結果を報告し、今後の改善に向けた意見を求める。また、運営状況の点検や事業評価については、御船町恐竜博物館ホームページ等で公表する。